

令和4年

渡島西部広域事務組合議会

第2回定例会 会議録

令和4年9月2日 開会

令和4年9月2日 閉会

渡島西部広域事務組合議会

会議録の作成にあたっては、誤字・脱字等に十分注意しましたが、時間の関係上、印刷原稿の校正は、初校しか出来ませんでした。誤りのある場合は、誠に恐縮ですが、ご理解いただきたくお願いいたします。

渡島西部広域事務組合議会 議長 溝部 幸基

目 次  
令和4年9月2日（金曜日）第1号

○ 議事日程及び会議に付した事件	1
○ 出席議員	1
○ 欠席議員	1
○ 出席説明員	1
○ 欠席説明員	1
○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員	1
○ 開会	2
○ 開議宣告	2
○ 議事日程	2
○ 管理者の挨拶	2
○ 日程第1 会議録署名議員の指名	3
○ 日程第2 会期の決定	3
○ 日程第3 諸般の報告	3
○ 日程第4 管理者の行政報告	3
○ 日程第5 議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	4
○ 日程第6 認定第1号 令和3年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について	5
○ 日程第7 議案第2号 積立金の処分の議決変更について	12
○ 日程第8 議案第3号 令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）	13
○ 日程第9 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について	17
○ 閉会の議決	17
○ 閉会宣告	17

提出案件及び議決結果表

議案 番号	件 名	議決等 月 日	議決結果
1	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	9月2日	原案可決
2	積立金の処分の議決変更について	9月2日	原案可決
3	令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第3号)	9月2日	原案可決
認定1	令和3年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定 について	9月2日	原案認定

令和4年 第2回定例会  
令和4年9月2日（金曜日）第1号

◎議事日程及び会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 管理者の行政報告  
日程第5 議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
日程第6 認定第1号 令和3年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について  
日程第7 議案第2号 積立金の処分の議決変更について  
日程第8 議案第3号 令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）  
日程第9 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

◎出席議員（12名）

議長	12番	溝部 幸基（福島町）	議長	11番	又地 信也（木古内町）
	1番	佐藤 孝男（福島町）		2番	沼山 雄平（松前町）
	3番	手塚 昌宏（木古内町）		4番	吉田 裕幸（木古内町）
	5番	山田 顕人（知内町）		6番	杉村 志朗（福島町）
	7番	谷口 康之（知内町）		8番	堺 繁光（松前町）
	9番	伊藤 政博（知内町）		10番	伊藤 幸司（松前町）

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員（19名）

管理者	鳴海 清春	副管理者	工藤 泰		
参与	石山 英雄	参与	西山 和夫	参与	鈴木 慎也
幹事	若佐 智弘	幹事	大野 樹	幹事	羽沢 裕一
監査委員	本庄屋 誠	会計管理者	西田 啓晃	事務局長	佐藤 和利
衛生センター長	丹羽 一暢	消防長	鍋谷 悟	松前消防署長	可香 靖
福島消防署長	吉能 秀美	知内消防署長	成澤 悟	木古内消防署長	伊藤 則幸
消防本部主幹	大嶋 茂	衛生センター事務長	佐藤 拓海		

◎欠席説明員（0名）

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員（3名）

次長	梅岡 忍	書記	館政 ななみ	書記	鳴海 沙恵
----	------	----	--------	----	-------

---

◎開議・開議宣告・議事日程

---

○議長（溝部幸基）

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しており、会議は成立致しましたので、令和4年第2回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

◎管理者の挨拶

---

○議長（溝部幸基）

日程に入る前に、申し出がありますので、管理者の挨拶を行います。

鳴海清春 管理者。

○管理者（鳴海清春）

第2回定例会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、第2回定例会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

今年の夏は前線等の影響により大気が不安定な状況が続き、全国各地で局地的な大雨に見舞われ、甚大な被害が発生してございます。

道南においても8月に入り大雨に見舞われ、土砂災害警戒情報などが発令され、当管内でも対策に追われたところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の第7波が急速な広がりを見せ、お盆の後の8月19日に全国並びに道内の感染者数がピークとなり、現在はやや減少に転じてございますけれども、一般的に高止まりで推移しているところでございます。

当管内においても新聞等にありますとおり、8月に入り感染者が急増し、現在も日々、感染者が出ている状況にございます。

本日の報道によりますと、8月26日以降は感染拡大と減少の分岐点となる実行再生産数が、1を下回り、専門家は9月一杯で第7波が収束するとのことでございます。

しかし、これから冬にかけて南半球のオーストラリアの状況を見ますと、インフルエンザの同時流行も懸念されておりますし、今後も引き続き、基本的な感染予防の徹底に努めてまいりますので、議員各位のご理解をお願いするものでございます。

本日の議案にもありますように、令和3年度の決算において、繰越金が衛生関係で304万6,878円、消防関係が1,697万6,912円、合わせて2,002万3,790円の繰越額を計上することができてございます。

令和3年度の決算審査意見書にありますように、これからも構成四町の負担金を持って運営されていることを職員一人ひとりが自覚しながら、職員の創意工夫と意識改革を積極的に進めることで、組合の効率性を追求しつつ、公正かつ適正な組合運営に努めて参る所存でございますので、ご理解を重ねてお願いするものでございます。

それでは、本日の議案の内容についてですが、職員の育児休業等に関する条例の一部改正が1件、積立金の処分の議決変更が1件及び令和4年度一般会計補正予算が1件並びに令和3年度一般会計歳入歳出決算認定が1件の計4件の議案審議をお願いするものでございます。

まず1点目の職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてですが、国家公務員に準じて地方公務員についても、会計年度任用職員の育児休業の取得要件を緩和するための改正となっております。

2点目の積立金の処分の議決変更に関しては、衛生センターにおける空調設備改修に伴う財源充実に要する処分となっております。

次に、一般会計の補正予算の主な内容ですが、令和3年度決算が確定したことに伴う繰越金及び剰余金の還付並びに衛生センター施設整備基金への積立金などのほか、ごみ再生処理施設における空調設備改修工事費の増額補正が主なものとなっております。

なお、議案につきましては、この後、担当者から詳しく説明をさせていただきますので、ご審議のうえ、議決賜りますよう、よろしくお願い致します。

以上、簡単でありますけれども、開催に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくどうぞお願い致します。

#### ○議長（溝部幸基）

管理者の挨拶を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

---

#### ○議長（溝部幸基）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。5番、山田頭人議員、6番、杉村志朗議員を指名致します。

---

#### ◎会期の決定

---

#### ○議長（溝部幸基）

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日と致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日1日と決定致しました。

---

#### ◎諸般の報告

---

#### ○議長（溝部幸基）

日程第3、諸般の報告を行います。諸般の報告は、皆様に配付のとおりですので、ご了承願います。

---

#### ◎管理者の行政報告

---

#### ○議長（溝部幸基）

日程第4、管理者より申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春 管理者。

#### ○管理者（鳴海清春）

令和4年度渡島西部広域事務組合議会第2回定例会の開催にあたり、令和4年第3回臨時会以降の行政報告を申し上げます。

1点となります。消防関係について。

大雨等による災害対応について。

8月8日に知内町及び木古内町において、また、11日には松前町及び福島町において、前線の影響による記録的な大雨により、北海道及び気象台から各町に土砂災害警戒情報が発令されました。

この度の発令を受け、8日には知内町及び木古内町の一部の地域において、また、11日には松前町全域に避難指示が出されております。

この度の大雨により各町において、家屋等への浸水被害が発生したことから、各消防署の職員が災害出動し、土嚢積みや排水作業などの災害対応にあたったところでございます。

なお、各町に出されていた避難指示は翌日解除され、避難されていた方々は無事帰宅しており、人的被害はありませんでした。

引き続き、町民の安心・安全に心掛け、日々訓練を重ね、緊急時の災害に備えて参ります。

なお、他の行事等につきましては、諸般の報告に整理させて頂いておりますので、後ほどご参考にしていただきたいと思います。

以上で、行政報告を終わります。

#### ○議長（溝部幸基）

行政報告を終わります。

---

### ◎議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

---

#### ○議長（溝部幸基）

日程第5、議案第1号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利 事務局長。

#### ○事務局長（佐藤和利）

それでは、ナンバー1議案とナンバー2の説明資料をご用意下さい。

最初にナンバー1、議案の1ページをお願い致します。

議案第1号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年9月2日提出 渡島西部広域事務組合管理者。

議案の内容を説明致しますので、ナンバー2の説明資料1ページをお願い致します。

1の改正の理由について。

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に関しては、人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」の中で、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が明らかにされております。

国家公務員においては、人事院規則の一部改正が令和4年6月17日に公布され、令和4年10月1日施行として、育児休業の取得制限緩和等がされることとなりました。

地方公務員においても、勤務時間・休暇その他の勤務条件については、国家公務員の措置との均衡を踏まえることが求められおり、非常勤職員（会計年度任用職員）の育児休業の取得要件の緩和、1歳以降の育児休業の取得の柔軟化を図るため、条例の一部を改正するものであります。

2の改正内容についてです。

(1)非常勤職員（会計年度任用職員）の育児休業の取得要件の緩和についてであります。

非常勤職員（会計年度任用職員）の取得要件のうち、「子が1歳6か月に達する日まで」にその任期が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、非常勤職員（会計年度任用職員）が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合の緩和措置をします。

(2)非常勤職員（会計年度任用職員）の育児休業の取得の柔軟化についてであります。

非常勤職員（会計年度任用職員）の子が1歳以降の育児休業の取得について、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な育児休業の取得を可能とするための条例改正を行います。

(3)妊娠・出産の申し出があった職員に対する勤務環境の整備について

妊娠・出産を申し出た職員に対する個別の周知・意向調査を講じ、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするための勤務環境の整備を行います。

3の施行期日について、この条例は令和4年10月1日から施行します。

条例の新旧対照表については、議案の1ページから8ページに掲載しておりますので、後ほどご参照願います。

以上で、議案第1号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正の説明を終わります。  
ご審議、よろしくお願いいたします。

**○議長（溝部幸基）**

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第1号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

起立全員であり、議案第1号は可決致しました。

---

**◎認定第1号 令和3年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について**

---

**○議長（溝部幸基）**

日程第6、認定第1号、令和3年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定を議題と致します。

なお、地方自治法第233条第5項、第241条第5項の規定による書類も提出されておりますので、これらも含めて審査致します。

お諮り致します。

監査委員の審査意見につきましては、説明を省略致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

ご異議なしと認め、そのように進めて参ります。

これより、監査委員の審査意見に対する質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、監査委員の審査意見に対する質疑を終わります。

次に、提案理由、決算内容の説明、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況の説明を求めます。

佐藤和利 事務局長。

**○事務局長（佐藤和利）**

ナンバー1の議案とナンバー3の決算書、ナンバー4の決算説明書をご用意下さい。

それでは、ナンバー1の議案41ページをお開き願います。

認定第1号、令和3年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和3年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

それでは、決算の内容について、説明致しますので、ナンバー3の決算書1ページをお願い致します。

令和4年7月22日付で、監査委員から決算審査意見書が提出されております。

2ページをお願い致します。

意見書には、「第4 審査の結果」として、「計数は正確であり、内容及び執行状況についても適性妥当であると認められた。」旨の審査結果とともに、「第6 決算の概要」で、歳入歳出の決算状況や款別の不用額、また、予算流用の状況等が記載されております。

なお、「(4)各款における不用額等の主な内容」につきましては、後ほど決算説明書で説明させていただきますので、あらかじめご了解をお願いします。

それでは決算の内容を説明致します。

ナンバー4の決算説明書1ページをお願い致します。

令和3年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算説明書の中段をご覧ください。

歳入決算額15億3,289万6,830円、歳出決算額15億1,287万3,040円、歳入歳出差引額2,002万3,790円、これを令和4年度へ繰越し致します。下の「決算の業務別内訳」の歳入歳出差引額をご覧ください。差引額の内訳は、衛生関係が304万6,878円、消防関係が1,697万6,912円となっております。

後ほど13ページの「一般会計決算精算表」で、基金積立金や構成町への還付金について説明致します。

2ページをお願い致します。

「款別歳入決算額の状況」を説明致します。

調定額、収入済額共に一番下の合計15億3,289万6,830円で、収入率が100%でございます。

歳入に占める款別の割合は、1款分担金及び負担金が全体の88.7%、2款使用料及び手数料が6.9%、以下、順のとおりでございます。

なお、予算科目毎の内容につきましては、資料ナンバー3の決算書9ページから12ページに記載しておりますので、後ほど、ご確認願います。

3ページをお願いします。

(1)組合負担金の状況です。

衛生関係分の負担金は、表中段の小計右端3億6,860万1千円、また、消防関係分は、下から2行目の小計9億9,102万5千円で、負担金合計額は、13億5,962万6千円となっております。

4ページをお願い致します。

(2)組合手数料の状況です。

し尿処理手数料から消防手数料までの収入済額の合計は、1億638万7,886円となりました。このうち、し尿処理手数料は9,082万8,210円で全体の85.4%、また、浄化槽汚泥処理手数料は975万1千円で9.2%、以下、ごみ処理手数料、消防手数料の順となっております。

(3)組合債の状況です。

令和3年度の起債借入についてございません。

5ページをお願い致します。

「款別歳出決算額の状況」です。

表の下の合計をご覧ください。予算現額15億3,147万5千円に対し、支出済額が15億1,287万3,040円、不用額は1,860万1,960円、予算執行率98.8%であります。

6ページをお願いします。

(1)性質別経費の状況です。

款別の歳出決算額を性質別に、また、前年度と対比したものであります。表の左下、下から2段目、合計の令和3年度と令和2年度の前年比をご覧ください。

人件費は前年比3.6%の減、物件費は1.1%の減、補助費等は令和3年度から派遣職員3名に係る給与費は、派遣元の負担となったことにより、給与費負担金の増となり100.8%の増、維持補修費は衛生センターにおいて計画的に実施している汚泥再生処理センター及びリサイクルプラザ機器のオーバーホール費用が増となったため11.1%の増、建設事業費は衛生センターの施設整備事業費の減と令和2年度に木古内消防署小型動力ポンプ付き大型水槽車購入が完了したことにより消防関係事業費の減となったため18.4%の減、公債費は福島消防署庁舎改修事業(平成30年度債)の元金償還開始により2.2%増、積立金は諸支出金において衛生関係の決算繰越金の減及び地方交付税の減により14.5%の減となり、合計で前年比1.3%の減となりました。

7ページをお願いします。

(2)款及び節別支出一覧表です。

款別に、決算額と構成比を節別に表したものです。

人件費を除いて決算額が多い12節委託料は、総務費で財務会計システム導入業務委託料と衛生費で尿収集運搬業務委託料の増により2億581万811円で、構成比13.6%となりました。

以下、表のとおりとなっています。

8ページをお願いします。

(3)普通建設事業費の状況です。

事務局から木古内消防署までの普通建設事業等を記載しております。事業費合計は、1億973万7,094円であります。財源内訳は、国道支出金202万7千円、その他2,838万1千円の内訳は、衛生センター施設整備基金2,657万6千円、雑入で松前消防署消火栓移設補償費180万5千円、一般財源が7,932万9,094円であります。

1,000万円以上の大型事業は、衛生センターの粗大系選別コンベア更新工事、松前消防署の高規格救急自動車購入の2つの事業であります。

10ページをお願いします。

(4)職員等給与費の状況です。

令和3年度の職員113人のうち町からの派遣職員3人を除く110人分の給与費であります。

職員数等の詳しい内訳は、25ページに記載しておりますので後ほど参照願います。

表右端合計をご覧ください。給料が3億4,178万1,200円、職員手当等が2億4,906万936円、共済費等が1億8,806万714円、給与費合計で7億7,890万2,850円となりました。

11ページをお願い致します。

「その他の参考資料」です。

(1)組合債未償還元金現在高です。

表下の合計欄を左から順に説明致します。

令和2年度末の現在高は、8億1,998万702円でした。令和3年度の起債額はなく、償還額は1億412万2,921円、令和3年度末現在高は、7億1,585万7,781円となりました。

なお、令和3年度の支払利子は、429万7,011円でありました。

12ページをお願い致します。

(2)組合債未償還元利償還表です。表右下の合計をご覧ください。

元金は、ただいま説明したとおり7億1,585万7,781円、また、これに係る利子は1,296万2,821円、合計7億2,882万602円が、令和3年度末現在の未償還元利償還額です。

このうち、衛生分は6億3,902万5,645円、消防分は8,979万4,957円であります。

13ページをお願い致します。

(3)令和3年度一般会計決算精算表です。

この表は、決算繰越額2,002万3,790円を構成町持分額で表したものです。衛生部門の繰越額304万6,878円は、衛生センター施設整備基金に全額積み立て致します。

また、消防部門の繰越額1,697万6,912円は、構成町に還付致します。

(4)令和3年度基金積立内訳でございます。

衛生センター施設整備基金は、計欄に記載しておりますが、令和2年度末現在高の1億7,394万6,525円に令和3年度積立額小計1,325万1,496円積立をし、令和3年度において粗大系選別コンベア更新工事等の財源に充てるため、基金から3,299万5千円を取り崩しましたので、令和3年度末現在高は、1億5,420万3,021円となっております。

構成町別の現在高は、記載のとおりであります。

14ページをお願いいたします。

(5)構成町別負担金算出基準です。

構成町の負担金につきましては、組合格約第15条第2項に基づき、経費ごとに、均等割・人口割・財政割・実績割により負担割合を決定し、積算しております。

また、消防本部を除く消防費につきましては、全額、消防署所在の町の負担となっています。

表の中段の※負担率の基準係数は、構成町の人口や収集実績量、消防費に係る基準財政需要額をもって負担割合を決定していますので、後ほどご覧くださるよう、お願い致します。

15 ページをお願い致します。

(6)令和3年度歳入決算状況及び、16ページの(7)令和3年度歳出決算状況は、2ページ及び5ページで説明致しました款別の内容を目別にまとめたものでございます。

17 ページをお願い致します。

(8)歳入内訳及び歳出不用額一覧です。

はじめに歳入内訳です。

歳入の決算額で、手数料関係では収集量及び処理量の増加により、し尿処理手数料26万1,210円増、ごみ処理手数料22万7,476円増となりました。

財産収入については、ペットボトルなどの物品売払収入が59万7,018円増となっており、その他品目の収入額内訳は記載のとおりであります。

諸収入については、松前消防署から北海道の航空防災室へ派遣職員の給与費負担金収入などの雑入が34万5,406円増となりました。

18 ページをお願い致します。

歳出の不用額を説明致します。

節において10万円以上の不用額があったものを中心に説明致します。

最初に事務局所管分です。

事務局費46万4,028円の不用額は、9節交際費10万円は支出がなかったため全額であります。

10節需用費23万7,320円で消耗品費184,683円、燃料費38,585円であります。

19 ページをお願い致します。

衛生センター所管分です。

し尿処理費103万4,263円の不用額は、12節委託料84万5,120円でし尿収集運搬業務委託料49万9,088円は、燃油単価の急激な高騰により3月までの単価を見込んでおりましたが、収集運搬車の軽油等単価の単価見直しによる増額補正しましたところですが、実績によりまして不用額となりました。また、除排雪業務委託料29万400円も実績によるものです。

最終処分場処理費で35万5,495円の不用額は、10節需用費11万3,665円で、消耗器材費等3万691円、光熱水費8万1,062円、12節委託料が23万4,010円で、除排雪業務委託料23万2,650円となっています。

続いて、消防本部所管分です。

消防本部費93万3,121円の不用額は、8節旅費30万7,800円で、普通旅費11万2,800円、緊急消防援助隊派遣の実績がなかったことによる派遣旅費19万5千円、10節需用費20万3,776円で消耗品費11万9,844円、燃料費6万388円、12節委託料10万3,060円で、消防救急デジタル無線設備保守点検業務委託料10万3,060円、13節使用料及び賃借料17万3,518円で先ほど旅費で説明したとおり、緊急消防援助隊派遣がなかったことによる車両フェリー代13万円となっています。

20 ページをお願い致します。

松前消防署所管分です

署費77万1,948円の不用額は、3節職員手当等14万6,057円で、夜間特殊勤務手当6万7,550円、夜間勤務手当7万7,724円、8節旅費32万9,760円で、研修旅費20万7,460円、普通旅費12万2,300円、11節役務費14万3,029円で、健康診断手数料など各種手数料12万2,525円となっております。

団費87万9,351円の不用額は、8節旅費74万6,260円で費用弁償68万1,600円等であります。

施設費356万7,703円の不用額は、10節需用費34万1,226円で、消火栓維持補修費34万円は実績が無かったことによるものであります。

17節備品購入費321万2,183円で、高規格急自動車購入費321万2,133円は、車の納期が1月末日であり補正予算の取りまとめ時期が納車前のため、入札執行残を減額しておりませんでした。結果的

に多額の不用額となりましたので、今後はそのようなことがないように注意して参ります。

次に、福島消防署所管分です。

署費 67 万 707 円の不用額は、3 節職員手当等 26 万 654 円で住居手当 3 万 9,600 円、夜間勤務手当 5 万 4,026 円、防疫等作業手当 7 万 8 千円であります。10 節需用費 19 万 2,139 円で、燃料費 12 万 1,580 円、光熱水費 6 万 815 円となっています。

団費 102 万 7,532 円の不用額は、8 節旅費 80 万 1,100 円で費用弁償 77 万 1,800 円となっております。

21 ページをお願いします。

知内消防署所管分です。

署費 245 万 9,583 円の不用額は、3 節職員手当等 83 万 8,450 円で時間外勤務手当 26 万 4,956 円、休日勤務手当 32 万 2,858 円、4 節共済費 12 万 8,592 円で令和 4 年 1 月採用者分の標準報酬月額の変異による職員共済組合負担金 12 万 6,926 円、8 節旅費 15 万 3,430 円で研修旅費 6 万 2,140 円、普通旅費 9 万 1,290 円、10 節需用費 33 万 110 円で光熱水費 17 万 110 円、車輛維持修繕費 16 万円、12 節委託料 59 万 2 千円で特定屋外タンク貯蔵所定期点検業務委託料 54 万円は新型コロナ影響により点検業務が次年度に実施することとなったことにより不用額となりました。17 節備品購入費 35 万 4,972 円で車両用バッテリー未購入による活動用備品購入費 30 万 2,060 円であります。

団費 155 万 8,623 円の不用額は、8 節旅費 93 万 8,520 円で費用弁償 91 万 2,400 円、10 節需用費 13 万 1,291 円で消耗器材費等 3 万 7,790 円、車両維持修繕費 4 万 3,350 円などであります。17 節備品購入費 36 万 4,150 円で、新規団員の加入がなかったことによる貸付被服購入費 30 万 2,450 円となっております。

22 ページをお願いします。

木古内消防署所管分です。

署費 159 万 1,872 円の不用額は、3 節職員手当等 39 万 4,704 円で夜間勤務手当 8 万 5,726 円、出勤手当 13 万 5,900 円、10 節需用費 76 万 3,766 円で空気ボンベ充填料減による消耗器材費等 19 万 7,175 円、タイヤ購入実績の精査による車輛維持修繕費 18 万 6,120 円、11 節役務費 14 万 7,674 円で HB ワクチン接種対象者の減による各種手数料 8 万 1,125 円、17 節備品購入費 10 万 737 円の不用額は、被服の補充が無かったことによる貸付被服購入費 10 万円であります。

団費 64 万 798 円の不用額は、8 節旅費 50 万 5,200 円で費用弁償となっております。

23 ページの(9)衛生関係資料と 24 ページの(10)消防関係資料については、後ほど衛生センター長と消防長より、説明致します。

以上で、決算説明書の説明を終わります。

次に、決算書により、実質収支及び財産に関する調書、基金等を説明致します。

資料ナンバー 3、決算書の 28 ページをお願い致します。

**【3】実質収支に関する調書です。**

1 の歳入総額 15 億 3,289 万 7 千円から、2 の歳出総額 15 億 1,287 万 3 千円を差し引いた、3 の歳入歳出差引額が 2,002 万 4 千円となります。4 の翌年度へ繰り越すべき財源は(1)から(3)までは、ございません。5 の実質収支額も差引額と同額となり、6 の実質収支額のうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入金はございません。

29 ページをお願い致します。

**【4】財産に関する調書です。**

1 の公有財産、(1)土地及び建物、総括で説明致します。最初に、土地については、その他の施設、山林とも、増減はなく、決算年度末現在高の地積は 12 万 5,230.78 m<sup>2</sup>となっております。

その横、建物については、木造、非木造ともに増減がなく、決算年度末現在高の延面積計は 1 万 3,360.10 m<sup>2</sup>となっております。

なお、内訳は、30 ページの (ア) 行政財産、31 ページの (イ) 普通財産、32 ページの(2)山林の説明のとおりとなっております。

33 ページをお開きください。

2 の物品です。増減のあったものは、上から 9 行目の自動車は 2 台増、2 台減の 55 台、内訳は備考欄に記載のとおりであります。その下の小型動力ポンプでは、1 台増、2 台減の 22 台、4 行下の空気呼吸器は 3 台増、6 台減の 67 台であります。

34 ページをお願いします。

3 の基金です。

(1) 渡島西部衛生センター施設整備基金の決算年度末現在高は、先に説明のとおり 1 億 5,420 万 3,021 円であり、次の 35 ページから 36 ページまでは、施設整備基金の決算審査意見書と運用状況調書です。後ほどご覧ください。

以上で、私からの決算内容の説明を終わります。

次に衛生センター長と消防長より説明があります。併せてご審議をお願い致します。

#### ○議長（溝部幸基）

事務局長の説明が終わりました。

次に、廃棄物収集処理実績表の説明を求めます。

丹羽一暢 衛生センター長。

#### ○衛生センター長（丹羽一暢）

それでは、(9)衛生関係資料についてご説明いたしますので、資料ナンバー 4 の一般会計説明決算書の 23 ページをお開き下さい。

タイトルは、渡島西部衛生センター廃棄物収集処理実績表（前年度比）でございます。

表の区分に沿ってご説明いたします。最初は、「浄化槽汚泥処理実績」です。

搬入量の合計は 1,990k $\ell$ でございまして、数量は 40.00k $\ell$ 増加し、対前年伸率では 2.0%の減少となりました。

松前町が増加しておりますが、理由については、合併浄化槽の普及が理由でないかと考えております。

次に、区分の「し尿収集実績」についてご説明いたします。

収集量の合計は 1 万 6,500.66 k $\ell$ でございまして、数量は 446.76k $\ell$ 減少し、対前年伸率では 2.6%の減少となりました。

対前年伸率を見ますと構成町すべてが減少しておりまして、理由につきましては人口減に伴うものと推測しております。

続いて、区分の「ごみ処理実績」についてご説明いたします。

当センターで扱うごみは燃えないごみ、燃えない粗大ごみ、空缶やペットボトルやその他プラスチック容器等の資源ごみでございます。

処理量の合計は 968.40 トンでございまして、数量は 41.14 トン減少し、対前年伸率では 4.1%の減少となりました。

対前年伸率を見ますと、各町ともマイナス 9.0%からプラス 0.1%の範囲での増減となっております。この表には内訳を記載しておりませんが、全体的な傾向としましては、「空缶やペットボトル」などの資源ごみは約 4%の減少がみられまして、「燃えないごみ」と「燃えない粗大ごみ」の処理量がさらに約 25%程度減少しているというような動きになっております。

なお、令和 2 年度、3 年度においては、構成町すべてから「火災に伴うごみ」の搬入はございませんでした。

最後に、区分の「最終処分場処理実績」について、ご説明いたします。

埋立量の合計は 2,037.06 トンでございまして、数量は 1,208.34 トン増加し、対前年伸び率では 145.8%の増加となりました。

増加の理由につきましては、令和 3 年度は、埋め立てで飛灰や残渣に被せるための土を約 1,225 トンほど最終処分場に新たに搬入したためでございます。

その土につきましては、昨年施工されました知内町のこども園建設、福島町の道路工事での発生土でございまして、ご協力いただきまして大変ありがとうございました。

なお、この表には内訳を記載しておりませんが、渡島廃棄物処理広域連合から受入しております、

「燃やせるごみ」を焼却した後に残ったすすやチリである飛灰と、当センターから発生する「燃えないごみ」の残渣を埋立しておりました、その合計は前年度対比で約 131 トンほど増加した 811 トンを埋め立てしております。

以上をもちまして、衛生関係資料の説明を終わります。

ご審議のほどをよろしくお願い致します。

**○議長（溝部幸基）**

衛生センター長の説明が終わりました。

次に、消防関係資料についての説明を求めます。

鍋谷 悟 消防長。

**○消防長（鍋谷 悟）**

それでは、令和 3 年度の消防活動の説明を致します。同じ資料の 24 ページをお開き願います。

表の中のカッコ書きにつきましては、令和 2 年度の数を表してございます。

はじめに、「イ. 救急活動状況」について説明致します。表の右下の合計欄をご覧願います。

令和 3 年度全体の出動件数は、1,292 件で前年度と比較し 29 件の増、搬送人員は 1,236 人で前年度と比較して 24 人の増となっております。

出動件数を構成町別に見ますと、松前町が合計 567 件で前年度比 9 件の減、福島町が前年度比 66 人増の 290 件、知内町が前年度比 16 件減の 176 件、木古内町が前年度比 12 件減の 259 件となっております。

次に、「ロ. ドクターヘリ搬送状況」について説明致します。表の右下の合計欄をご覧願います。

全体の出動件数は 54 件で前年度比 4 件の減、搬送人員は 51 人で前年度比 6 人の減で、構成町ごとの増減はありますが、総体で前年度比約 1 割減の搬送状況となっております。

最後に、「ハ. 火災発生状況」について説明致します。総体の発生件数は前年より 7 件多い 11 件、亡くなられた方は松前町での 1 名でした。

構成町ごとの火災種別、損害額につきましては記載のとおりでございます。

以上で、消防関係資料の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

**○議長（溝部幸基）**

提案理由の説明が終わりました。

暫時、休憩を致します。

---

休憩 午後 2 時 5 5 分

再開 午後 3 時 0 8 分

---

**○議長（溝部幸基）**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

認定第 1 号を認定することに賛成の方は起立を願います。

起立全員であり、認定第 1 号は認定することに決定致しました。

---

## ◎議案第2号 積立金の処分の議決変更について

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第7、議案第2号、積立金の処分の議決変更を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利 事務局長。

### ○事務局長（佐藤和利）

それでは、ナンバー1の議案とナンバー2説明資料をご用意ください。

最初に資料ナンバー1の9ページをお開き下さい。

議案第2号、積立金の処分の議決変更について。

令和4年度渡島西部衛生センター施設整備基金の積立金の処分の内容を次のとおり変更する。

令和4年9月2日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

1 支消金額は、変更前4,366万円以内が変更後5,050万円以内となります。

2 支消の目的は、下記の工事財源に充当するためであります。

ごみ再生処理費分の内訳として、空調設備改修工事实施設計業務委託で変更後63万5千円、ろ過式集じん設備改修工事で変更後2,324万円、新規事業の空調設備改修工事920万9千円、最終処分場処理費分の内訳として、シャッター改修工事で変更後145万3千円、浸出水処理施設中央監視装置等改修工事で変更後1,596万3千円の合計5,050万円となります。

それでは、基金の状況について説明致しますので、資料ナンバー2説明資料の3ページをお願い致します。

1の当初の令和4年度衛生センター施設整備基金充当事業財源内訳であります。

各事業として、1段目の空調設備改修工事实施設計業務委託料267万3千円で財源内訳として起債が200万円、基金が67万3千円となります。その他の事業は記載のとおりで、4つの事業合計で事業費5,016万円の財源内訳として、起債が650万円、基金が4,366万円となっております。

2の補正後の令和4年度衛生センター施設整備基金積立調書で、構成町毎の基金残高及び各事業費の基金取崩額一覧であります。

表の網掛け部分の令和4年度積立後の取崩残高①は、合計で1億6,642万8,319円、下段の網掛け部分、当初取崩額合計②で4,366万円の取崩を予定しておりましたが、この後補正予算で審議していただく空調設備改修工事費3,886万3千円から起債充当額2,910万円を差引いた976万3千円を追加し、補正後調整前取崩額③の合計は5,342万3千円となります。

次に、表の知内町の欄を見ていただきたいのですが、知内町の取崩前残高①は999万9,589円であり、空調設備改修工事費分を追加しますと知内町の基金③で1,292万2千円となり、知内町の基金残高を上回るため、取崩額④は999万9千円として4町合計で5,050万円としております。

なお、知内町以外の基金取崩額の変更はございませんが、知内町の基金不足額は④から③を差引いた額292万3千円となり、知内町負担金へ補正計上しております。

表の一番下の令和4年度末現在高は1億1,592万8,319円で構成町毎の現在高は記載のとおりとなります。

以上で議案第2号、積立金の処分の議決変更についての説明を終わります。

ご審議、よろしくお願い致します。

### ○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)  
討論なしと認め、討論を終わります。  
採決を行います。  
お諮り致します。  
議案第2号を決することに賛成の方は起立を願います。  
起立全員であり、議案第2号は可決致しました。

---

### ◎議案第3号 令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第2号)

---

#### ○議長(溝部幸基)

日程第8、議案第3号、令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第3号)を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利 事務局長。

#### ○事務局長(佐藤和利)

それでは、ナンバー1の議案とナンバー2の説明資料をご用意下さい。

最初に資料ナンバー1の11ページをお開き下さい。

議案第3号、令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算第3号。

令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算第3号は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,239万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,879万2千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による

令和4年9月2日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

今回の補正予算につきまして、概要を申し上げます。

経費別構成町負担按分表確定による負担金額の調整、決算額確定による繰越金及び剰余金の還付、衛生センター施設整備基金と積立金、給与関係では、各消防署の扶養等の異動による減額、新型コロナウイルス感染防止による各種研修会や行事などの中止による旅費などの減額となっております。

また、工事関係では、衛生センターの空調設備改修工事実施設計業務が完了致しましたので、それに係る改修工事費、備品関係では、福島消防署の活動用備品としてビデオ喉頭鏡及びLED喉頭鏡の購入費、木古内消防署の備品関係では、車両除染システム購入に伴う増額補正となっております。

それでは、第2表の地方債について説明致しますので、14ページをお願いします。

第2表地方債補正の変更でございます。

一般廃棄物事業債で補正前限度額1,050万円を補正後3,960万円に今回、空調設備改修工事分2,910万円を追加するものであります。

それでは、ナンバー2の議案説明資料により説明致しますので、資料の5ページをお願い致します。

議案第3号関係、経費別構成町負担按分表の変更について。

1 提案の理由について。

構成町の負担金割合につきましては、組合同約第15条第2項で、均等割及び人口割、また、財政割、衛生関係のし尿処理等の実績割に基づき積算するものと規定されております。

この度、今年度の負担率確定の基礎となる構成町の「令和4年4月1日の住民基本台帳人口」、また、令和3年度の「し尿収集量、ごみ処理量、最終処分場埋立量の年間実績量」が確定しましたので、これに係る構成町負担率を変更致します。

2 構成町負担率変更に伴う負担金の調整について。

負担率の変更に伴い、下記のとおり構成町負担金を調整致します。

なお、構成町の衛生負担金の増減の主な要因は、し尿処理実績等によるものであります。

5 ページの右下の「構成町毎の増減計」のとおり、松前町と木古内町が増、福島町と知内町が減となっております。6 ページと7 ページに、当初と確定後の負担按分表を記載しております。

この按分表に基づいて、構成町の負担金を調整するものであります。

8 ページをお願いします。

同じく議案第3号関係で、公債費に係る利率見直し及び普通地方交付税の補正について。

1 提案の理由についてです。

平成23年度債が借入れから10年が経過し、令和4年3月25日に利率が見直され、当初の0.9%から0.02%へ変更となったことにより、元利償還額を補正するものあります。

また、今年度の普通地方交付税が7月26日に決定し、交付額は4,187万8千円で、予算計上済額4,195万7千円に対し、7万9千円の減額となりました。

2 普通地方交付税決定の概要について。

減額の主な内容については、平成22年度債及び平成23年度債分の減額であります。

9 ページは、公債費に係る利率見直し及び普通地方交付税補正内訳表となっております。

次に補正予算の内容を説明しますので、13 ページをお願い致します。

それでは、補正予算の歳出から所属毎に説明致します。

節で10万円以上の増減があったものを中心に説明します。

始めに、事務局所管分です。

2 款総務費、1 項、1 目事務局費で、補正額はなく按分率変更に伴う財源調整であります。

2 段目の5 款公債費、1 項、1 目元金で15 万3 千円の増額であります。

22 節償還金利子及び割引料同額は、先ほど8 ページで説明しました利率見直しによる元金の増額となっております。

2 目利子で36 万6 千円の減額であります。

22 節償還金利子及び割引料は、利息の減額となっております。

3 段目、6 款諸支出金、1 項、1 目前年度会計剰余還付金1,697 万6 千円の増額であります。

22 節償還金利子及び割引料は、決算確定による構成町への還付金となっております。

構成町毎の額は、記載のとおりであります。

4 段目、3 項、1 目衛生センター施設整備基金積立金304 万7 千円の増額であります。

24 節積立金は、決算確定による繰越金のうち、前年度決算確定による衛生センター施設整備基金へ積立するものであります。

14 ページをお願いします。

衛生センター所管分です。

3 款衛生費、1 項、1 目し尿処理費で補正額はございませんが、按分率変更に伴う財源調整であります。

2 目ごみ再生処理費3,923 万6 千円の増額であります。

10 節需用費30 万円の増額は、灯油からLP ガスに燃料が変更による燃料費の調整であります。14 節工事請負費3,886 万3 千円の増額は、空調設備改修工事実施設計業務完了による改修工事費の増額であります。

工事の詳細につきましては、後ほどセンター長から説明致します。

17 節備品購入費7 万3 千円の増額は、2 階の脱衣室と脱衣所の2 室は、空調設備廃止するため、対応したパネルヒーターを設置するための購入費であります。

3 目最終処分場処理費で補正額はありませんが、按分率変更に伴う財源調整であります。

消防本部所管分です。

4 款消防費、1 項、1 目消防本部費2 万円の減額であります。

3 節職員手当等 2 万円の減額は、職員の人事異動による児童手当の減額であります。

15 頁をお願いします。

松前消防署所管分です。

2 目松前消防署費 61 万円の増額であります。

3 節職員手当等 12 万 6 千円の増額は、職員の扶養の異動によるものであります。

8 節旅費 35 万 9 千円の増額は、8 月 26 日東京都で開催された第 50 回全国消防救助技術大会出場に伴う 4 名分の普通旅費 37 万 8 千円と新型コロナ影響に伴う研修旅費 1 万 9 千円の減額であります。

大会に参加する職員のうち 2 名が 8 月 23 日と 24 日、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となったことから大会を辞退することとなりましたが、大会出場に関連予算する予算につきまして、大会開催日の直前だったため、宿泊料等に係るキャンセル料等が発生することから精算後に次回の議会において、減額補正致します。

11 節役務費 12 万 1 千円の増額は、先ほど説明したとおり送料及び点検業者変更に伴う消防ポンプ点検手数料の増額によるものであります。

2 段目の 2 項、1 目松前消防団費 27 万円の減額であります。

1 節報酬 14 万 4 千円及び 13 節使用料及び賃借料 13 万 8 千円の減額は、新型コロナ影響に伴う渡島地方消防訓練大会中止によるものであります。

16 ページをお願いします。

福島消防署所管分です。

1 項、3 目福島消防署費 377 万 4 千円の増額であります。

3 節職員手当等 11 万 5 千円の減額は、扶養等の異動による増及び住居の異動による減であります。

10 節需用費 346 万 9 千円の増額は、消耗器材費等の救急活動等の資機材整備で、救急隊員感染防止用消耗品 198 万 7 千円、救急活動消耗品 148 万 2 千円であります。

17 節備品購入費 39 万 8 千円の増額は、活動用備品購入費でビデオ喉頭鏡及び LED 喉頭鏡等に購入によるものです。

2 段目の 2 項、2 目福島消防団費 118 万 8 千円の減額であります。

1 節報酬 115 万 2 千円の減額は、新型コロナ影響に伴う渡島地方消防訓練大会中止によるものであります。17 ページをお願いします。

知内消防署所管分です。

1 項、4 目知内消防署費 17 万円の減額であります

2 段目の 2 項、3 目知内消防団費 61 万 7 千円の減額であります。

1 節報酬 41 万 2 千円、13 節使用料及び賃借料 10 万 9 千円の減額は、新型コロナ影響に伴う渡島地方消防訓練大会中止によるものであります。

18 ページをお願いします。

木古内消防署所管分です。説明の前に資料の訂正がございます。

1 段目の木古内消防署費、17 節備品購入費の説明の中で、庁舎用備品（車両除染システム）となっておりますが、「車両除染システム」を「空気清浄機、パーテーション」に修正をお願い致します。

次に活動用備品（空気清浄機、パーテーション）となっておりますが、こちらを「車両除染システム」に、修正をお願い致します。大変申し訳ありませんがよろしくどうぞお願い申し上げます。

説明に戻ります

5 目木古内消防署費 148 万 7 千円の増額であります。

17 節備品購入費 158 万 2 千円の増額は、庁舎用備品として空気清浄機とパーテーション購入費 33 万 4 千円、活動用備品として車両除染システム購入費 66 万 5 千円、貸付被服として感染防止衣 58 万 3 千円の購入費であります。

2 段目の 2 項、4 目木古内消防団費 25 万 7 千円の減額であります。

1 節報酬 14 万 4 千円の減額は、新型コロナ影響に伴う渡島地方消防訓練大会中止によるものであります。

歳出の説明については、以上で終わります。

続いて、歳入を説明しますので、10ページをお願い致します。

1款、分担金及び負担金、1項、1目衛生負担金308万3千円の増額は、按分率変更と歳出補正に伴う分であります。構成町の負担金は、1節松前町負担金から4節木古内町負担金まで記載の額となっております。

2目消防負担金309万4千円の増額は、按分率変更と歳出補正に伴う分で、事務局費と消防本部費は按分により、署費、団費は構成町からの負担となり、構成町別の負担金は、1節松前町負担金から4節木古内町負担金までの記載の額となります。

11ページをお願い致します。

5款繰入金、1項、1目衛生センター施設整備基金繰入金684万円の増額であります。

1節衛生センター施設整備基金繰入金は、議案第2号の積立金の議決変更で説明しましたとおり、ごみ再生処理分として777万3千円の増額、最終処分場処理費93万3千円の減額で合計684万円の増額となります。

2段目の、6款繰越金、1項、1目繰越金、1節2,002万3千円の増額は、令和3年度一般会計決算確定によるもので、歳入から歳出を差引した額となっております。

3段目の、7款諸収入、2項、1目、1節雑入25万5千円の増額は、北海道消防操法訓練大会出場隊経費助成金で、7月15日開催の同大会に出場しました松前消防団に対する北海道消防協会からの助成金であります。

12ページをお願い致します。

8款組合債、1項、1目衛生債、1節一般廃棄物処理事業債2,910万円の増額は、空調設備改修工事費3,886万3千円に充当率75%を乗じて2,910万円となります。

総額では、歳入歳出とも6,239万5千円の増額となります。

補正予算に係る説明は以上です。ご審議よろしくお願い致します。

#### ○議長（溝部幸基）

次に補足説明を求めます。

丹羽一暢 衛生センター長。

#### ○衛生センター長（丹羽一暢）

それでは、補足の説明をさせていただきます。資料ナンバー2説明資料の19ページをお開きください。リサイクルプラザ空調設備改修工事の概要についてご説明致します。

工事名が空調設備改修工事でございます。工事概要としましては、リサイクルプラザ棟の1階から2階に及ぶ各部屋の冷暖房設備の改修でございます。

改修工事では、1階から2階部分にかけてあります、室内機を15基、屋上にあります室外機3基、1階の地上部分建物の外になるのですが、バルク貯槽タンク1基を新設する予定です。その中にガスを入れて室内機の方に回して冷暖房をするという内容になっています。

事業費につきましては、3,886万3千円でございます。財源としましては、起債と基金と構成町負担金を見込んでいます。

工期については、約3ヶ月、12月末一杯を見込んでおります。

なお、この工事に関連しまして、灯油からガスに燃料が変わることの燃料費の調整、設置の費用コストを考えまして、2階の脱衣場と脱衣所はこの改修工事から外しております。その関係でございまして、冬場の凍結防止のための凍結防止のためのパネルヒーター購入費を計上しております。

説明については、以上でございます。

#### ○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)  
討論なしと認め、討論を終わります。  
採決を行います。  
お諮り致します。  
議案第3号を決することに賛成の方は起立を願います。  
起立全員であり、議案第3号は可決致しました。

---

## ◎ 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第9、閉会中の正・副議長、議員の出張承認を議題と致します。  
お諮り致します。  
閉会中、議会において出席・派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修等について、正・副議長、議員を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)  
ご異議なしと認め、ただいまお諮りしましたとおり、承認することに決定致しました。  
なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において指名することと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)  
ご異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定致しました。

---

## ◎閉会の議決

---

### ○議長（溝部幸基）

お諮り致します。  
以上で、本会議に付議された案件の審議を全て終了致しましたので、令和4年第2回定例会を閉会致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)  
ご異議なしと認めます。

---

## ◎閉会の宣告

---

### ○議長（溝部幸基）

これをもって閉会致します。  
どうもご苦勞様でした。

(閉会 午後3時41分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡島西部広域事務組合議会

議 長 溝部 幸基

署名議員 山田 彰人

署名議員 杉村 志朗